

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (ア) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (イ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (g) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (h) (g)以外のもの

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

建築主・取得者	住所
	氏名
家屋の所在地	戸田市
家屋番号	
新築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合)	1. 売買 2. 競落

令和 年 月 日

戸田市長 菅原文仁 印